社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会決裁規程

（目的）

第１条　この規程は，社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによるものとする。

（１）決裁　会長又はその委任を受けた職員（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事務の処理について，意志決定を行うこと。

（２）専決　会長がその責任において，その権限に属する特定の事務処理について，所管の職員（以下「専決権者」という。）に意志決定させることをいう。

（３）代決　決裁権者又は専決権者が不在のとき，又は事故があるとき，又は欠けたとき，あらかじめ決裁権者又は専決権者が指定した職員（以下「代決権者」という。）にその権限に属する事務処理について意志決定させることをいう。

（事務の代決）

第３条　会長が不在のときは，あらかじめ会長が指名した順位によって副会長がその事務を代決することができる。

２　会長，副会長がともに不在のときは，業務執行理事が会長，副会長の権限に属する事務を代決することができる。

３　業務執行理事が不在のときは，事務局長が業務執行理事の権限に属する事務を代決することができる。

４　事務局長が不在のときは，次長が事務局長の権限に属する事務を代決することができる。

５　次長が不在のときは，あらかじめ事務局長が指名した課長または他の職員が事務局長の権限に属する事務を代決することができる。

（代決の制限）

第４条　前条の代決は，急を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又は，あらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

（後閲）

第５条　代決したときは，事後速やかに決裁権者又は専決権者の後閲を受け，又は報告しなければならない。

（会長の決裁事項）

第６条　会長は，次に掲げる事項を専決する。

（１）役員会に付議する事項の決定又は協議を要する事項の決定

（２）重要な資産の管理方法及び処分の決定

（３）規程等の施行細則の制定及び改廃

（４）借入金の決定

（５）１件の金額が３０万円を超える予算の執行及び契約の締結

（６）１件の金額が１０万円を超える予備費の充用及び予算の流用
（７）１件の金額が１０万円を超える固定資産の処分
（８）職員の任免，服務，賞罰及び給与の決定
（９）役員，評議員，業務執行理事及び事務局長の５日以上の出張命令
（10）重要な通知，公告，申請，届出，報告，照会及び回答
（11）訴訟及び争訟に関する事項
（12）その他会長の決裁が適当と認められるもの

（業務執行理事の専決事項）

第７条　業務執行理事は，次の各号に掲げる事項を専決する。
（１）役員（会長,副会長を除く）,評議員の５日未満の出張命令並びに事務局長の出張命令
（２）事務局長の有給休暇の承認
（３）重要な通知，公告，申請，届出，報告，照会及び回答
（４）予備費の充当及び予算の使用
（５）予算の執行及び契約の締結
（６）固定資産の除去及び処分
（７）前各号に準ずる事項の決定

（事務局長の専決事項）

第８条　事務局長は，次の各号に掲げる事項を専決する。
（１）事業計画の執行
（２）職員の出張命令及び復命の受理（保育園長及び生活相談課長，地域福祉推進課長の専決事項の職員は除く。）
（３）職員の有給休暇の承認（保育園長及び生活相談課長，地域福祉推進課長の専決事項の職員は除く。）
（４）職員の時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務の命令（保育園長及び生活相談課長，地域福祉推進課長の専決事項の職員は除く。）
（５）職員の扶養親族の認定
（６）職員の住居手当及び通勤手当に関する確認及び決定
（７）その他就業規程に定める諸届の受理
（８）職員の事務分担の決定
（９）通知，公告，申請，届出，報告，照会及び回答
（10）人件費，水道光熱費及び燃料費の予算執行
（11）１件の金額が３０万円以下の予算の執行及び契約の締結（人件費，水道光熱費，燃料費を除く。）
（12）１件の金額が１０万円以下の予備費の充用及び予算の流用
（13）１件の金額が１０万円以下の固定資産の処分
（14）支出命令
（15）現金，有価証券及び担保物件の出納保管
（16）各種委員会等の開催及び決定事項の執行

（保育園長及び生活相談課長，地域福祉推進課長の専決事項）

第９条　保育園長及び生活相談課長，地域福祉推進課長は，次の各号に掲げる事項を専決する。

（１）所属職員の出張命令及び復命の受理

（２）所属職員の有給休暇の承認

（３）所属職員の時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務の命令

（４）軽易な通知，申請，届出，報告，照会及び回答

（専決の制限）

第１０条　前２条の規程に関わらず，特命のあった事項，重要若しくは異例と認められる事項，新規な事項又は疑義のある事項については上司の決裁を受けなければならない。

（委任）

第１１条　この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

３　この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

４　この規程は，令和２年５月２７日から施行し，令和２年４月１日から適用する。